

民事判決への遺族コメント

本日、民事裁判の判決がありました。

8名の将来と希望が奪われたあの事故から6年の歳月が過ぎました。

事故を起こした被告側の事故責任と謝罪と賠償を求めた裁判の判決を、緊張と期待をもって聞きました。

判決は、被告側に過失責任と賠償責任があることを明白に言い渡してくれました。

積雪期登山は雪崩に遭う危険が常にある活動です。行う場合には、通常の登山部活動よりもより高度な安全確保の措置が求められます。主催者は参加者の安全に対し、義務と責任がありましたが、被告の3教諭、高体連、県教委に義務違反があったことによる賠償責任があることが言い渡されました。

猪瀬・菅又・渡辺の3被告は、講習会に参加した生徒や参加教員に対し、安全を確保する義務がありましたが、その義務を果たさず8名を死亡させました。

あの状況下では、活動を中止するべきでしたが、雪崩の危険性を予見できたにもかかわらず、漫然とラッセル訓練を雪崩危険地域で実施し、受講者40人以上を雪崩に遭遇させました。

毛塚教諭の過失相殺も全く根拠がない主張であると言われました。

登山素人の毛塚教諭は、出張命令で参加した受講者側で、毛塚教諭に過失はありません。部活動における教師の安全確保の責任と義務は、主催者と県教委にあります。

自分の身を守ることができたとする県教委の主張は、積雪期登山経験がないに等しい毛塚教諭には不可能でした。

以上のとおり、今回の判決は、遺族や弁護団の主張した過失責任と賠償額増額が示されましたので、勝訴したと考えています。

振り返ってみると、2017年3月25日、春山安全登山講習会に参加する息子らを見送り、それが今生の別れとなりました。

この講習会は栃木県高体連が主催する部活動であり、安全に登山する仕方を学ぶものです。事故に遭わないようにするための講習会でした。

しかし、3月27日、息子らは帰らぬ人となりました。緊急搬送された病院で息子らと対面したときの衝撃は、これまで味わったことのない、耐え難いものでした。

事故後、遺族は、息子らがなぜ部活動で死ななければならなかったのか、納得できる説明を求め、登山専門部、高体連、県教委に事故の報告と説明を求め、真相と責任を迫ってきました。

今日の判決により、那須雪崩事故は講師たちの判断ミスによる人災であると

公に宣言されました。

しかし、過失責任を認めた謝罪は、未だに実現していません。

私たち遺族は、話し合い解決を目指し、2020年3月民事調停を申し立てました。過失を否認している3教諭は一度も調停の席につきませんでした。県や高体連も当初の主張を変えず、不誠実な対応を繰り返すだけでありました。遺族の気持ちは全く通じず、溝は深くなるばかりでした。

責任も認めず、謝罪もないことに私たちは失望し、また、怒りを覚えました。結果として民事調停は不成立となり、民事裁判を起こさざるを得ませんでした。

止む無く起こした裁判でしたが、時を同じくして、業務上過失致死傷罪で3教諭が在宅起訴されました。事態は大きく動きました。

私たち遺族が民事裁判で求めたのは、

1. 那須雪崩事故は、不可抗力の自然災害ではなく、講師らの重大な過失による人災であることを認め、損害賠償を行うこと
2. 過失責任を明らかにし、人災であると判決されることで、二度と同じ過ちを起こさない、正しい教訓を後世に残すこと

でした。

今回の判決は、講師である教員と高体連の過失責任を認め、県に賠償額増額を命じました。この結果が、教育現場の意識改革や制度改善を進め、類似事故の再発防止の教訓になると期待しています。

遺族は、今回の判決による損害賠償支払いをもって、息子ら8名への謝罪が終了したとは考えておりません。

事故責任のある3教諭、高体連、県教委は、今後も、8名一人一人の無念に対し誠実に対応するよう要望します。

具体的には、

1. 過失を認めた謝罪を8名一人一人に行うこと
2. 弔問は遺族が納得するまで続けること
3. 主催者としての反省を公表し、再発防止のための改善を続けること

です。

最後に、これまで私たち遺族を支えてくれました弁護団の先生方、支援をしてくださった関係者の皆様、県民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

2023年6月28日

原告遺族一同